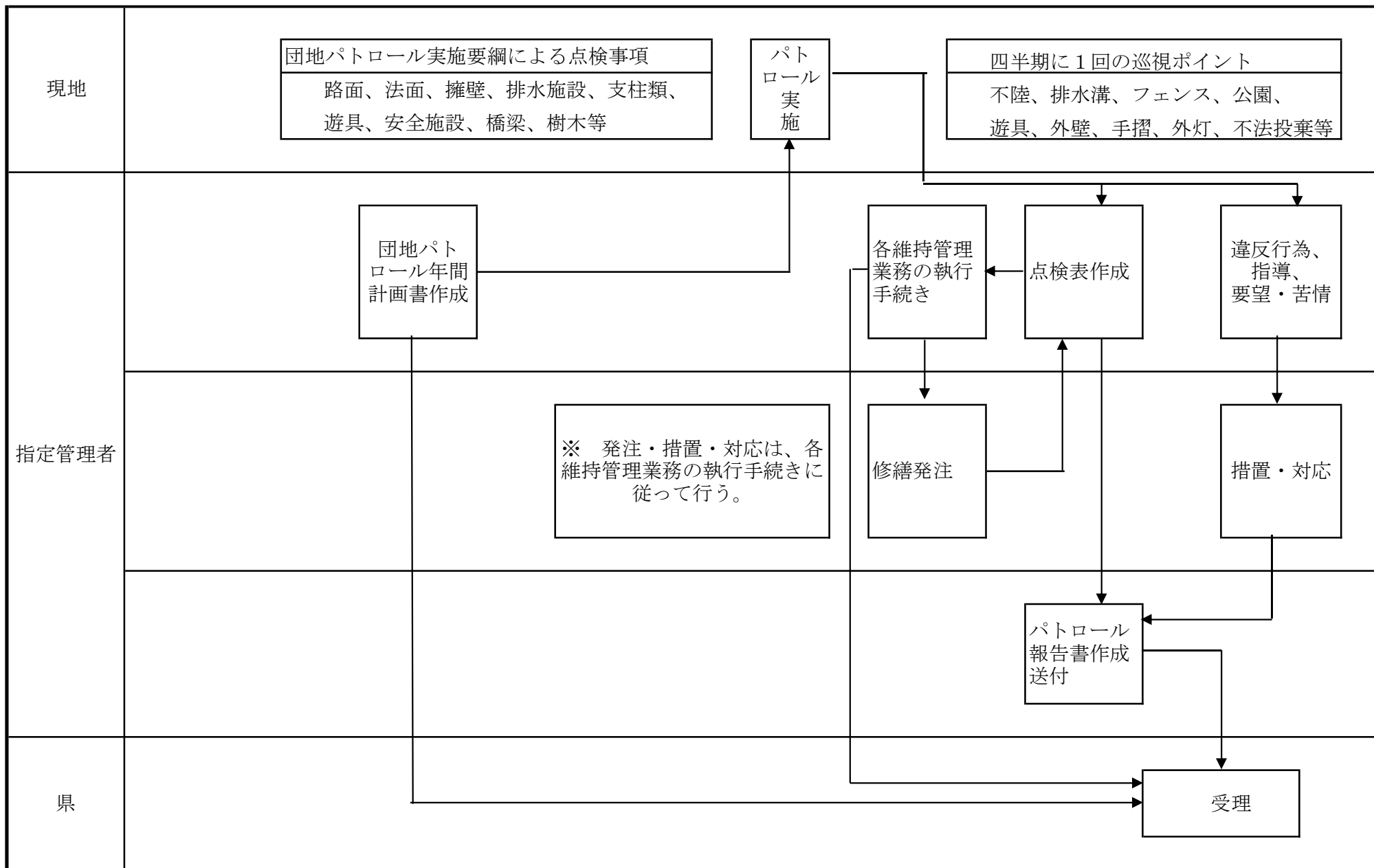


大項目		その他県営住宅等の円滑な利用の確保に関する業務
中項目	小項目	細項目
連絡・報告業務	団地巡回指導業務	<p>「神奈川県県営住宅団地パトロール実施要綱」等に基づき、実施計画に基づき実施し、パトロール日誌に記載するものであるが、四半期ごとに少なくとも1回、各団地の巡回ポイントを巡回し、点検表及び報告書を作成し、維持修繕や是正指導の資料とする。</p> <p>(1) 体制</p> <p>① 複数名体制で下記の巡回ポイントを巡回し、結果を点検表（任意様式）に記載し、報告書を作成する。</p> <p>② 巡回の車に、工具、カラーコーン、軍手、等を常備し、軽易な修理は現地で行う。</p> <p>(2) 巡回ポイント</p> <p>① 敷地内（不陸、排水構、フェンス等）</p> <p>② 公園、遊戯施設</p> <p>③ 建物（外壁の剥離、ベランダ手摺の劣化、等）</p> <p>④ 外灯、共用分電盤、電線等</p> <p>⑤ 入居者又は近隣居住者等の不法占拠等</p> <p>⑥ 迷惑駐車及び放置車両</p> <p>⑦ 不法投棄</p> <p>⑧ その他、現地で住民や自治会から要望のあったもの</p> <p>(4) 処置対応</p> <p>① 緊急処置を要する危険箇所発見の場合は、使用禁止及び応急措置等一次対応を講じる。</p> <p>② 上記以外の不良箇所等発見の場合は、指摘処置を行う。</p> <p>(5) 報告書類</p> <p>① 県への報告書の提出は、四半期終了後翌月の中旬頃までに行う。 添付書類：状況写真、措置後写真</p>



大項目	その他県営住宅等の円滑な利用の確保に関する業務	中項目	連絡・報告業務
小項目	団地巡回指導業務	題名	団地巡回指導業務フロー